

宇部市障害福祉プランの策定について

(第四次宇部市障害者福祉計画改定、 第 6 期宇部市障害福祉計画・第 2 期宇部市障害児福祉計画策定)

宇部市障害福祉プランとは、障害者施策全般にかかる方針を定めた基本計画である「宇部市障害者福祉計画」と、障害福祉サービスの提供に関する具体的目標等を定めた「宇部市障害福祉計画」、「宇部市障害児福祉計画」をまとめたものです。

現在の障害福祉プランに掲載の「第四次障害者福祉計画」については、計画期間が平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までとなっていますが、各指標の目標値について、計画の最終年度である 2023 年度の目標値の設定を行う必要があること、また、社会状況の変化、法や関連制度の改正などを踏まえ必要な見直しを行います。

また、「第 5 期宇部市障害福祉計画」と「第 1 期宇部市障害児福祉計画」については、計画期間が令和 2 年度（2020 年度）でとなっており、新たに策定する必要があります。

次期障害福祉プランについて、計画の策定や見直しを次のとおり進めます。

1 計画と計画期間

(1) 第四期宇部市障害者福祉計画（改定）

ア 位置づけ

障害者基本法第 11 条 3 項の規定に基づいて策定する障害者施策全般にかかる基本的な方針を定めた基本計画

イ 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の 6 年間（期間変更なし）

(2) 第 6 期宇部市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

ア 位置づけ

障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び、児童福祉法第 33 条第 20 項の規定に基づいて策定する障害（児）福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画。

イ 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間

2 計画の策定体制

障害者団体や、障害福祉サービス事業所等との意見交換若しくは意見聴取、パブリックコメントにより市民意見を把握するとともに、計画審査会である「宇部市地域自立支援協議会」において計画（案）の検討を行い、計画策定を進めていきます。

計画の策定スケジュール（別紙：資料 5-2）

なお、計画の策定スケジュールについては、状況によって、時期や方法等を変更することがあります。